

XV. 臨床倫理コンサルテーションチーム

臨床倫理コンサルテーションは、何が患者さんにとっての最善かについて、関係者間で意見が対立している、判断に迷いがあるなど、職員が直面した臨床倫理上の課題について相談を受け、可能な限り早急に多職種チームとして検討のうえ助言や推奨を伝達する仕組みである。臨床倫理コンサルテーションチームは、医療の現場で生じる戸惑いや迷い、ジレンマ等の話し合うカンファレンスの場で活動している。2023年度は、日本臨床倫理学会の上級臨床倫理認定士3名が修了し、倫理コンサルテーションや倫理カンファレンスをコーディネート・実施し、臨床現場に還元している。解決するアプローチを理解し倫理的対話やプロセスを重視し検討している。

XV-1 活動内容

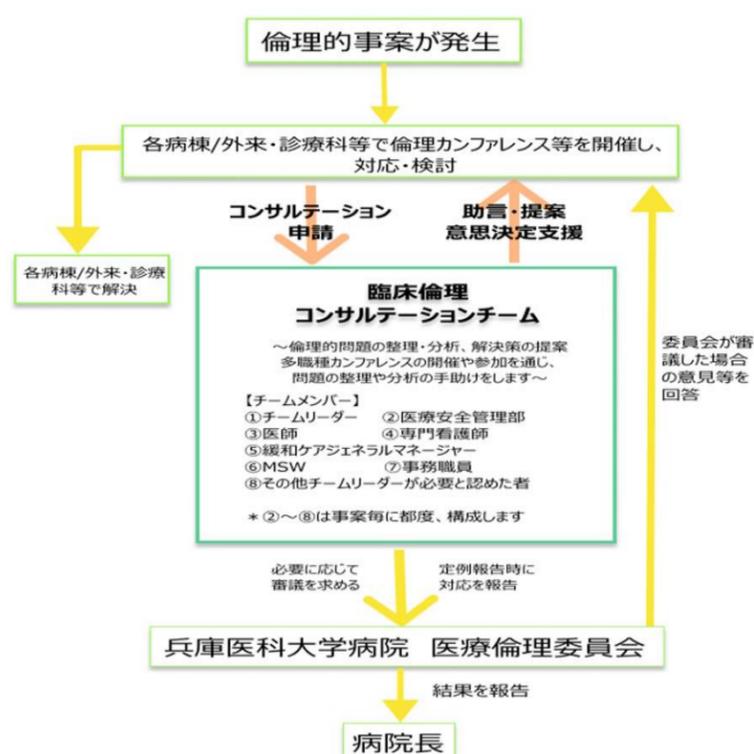
2023年度は、臨床倫理コンサルテーションチームで多職種倫理カンファレンスを9件実施した。2021年発足後、臨床倫理コンサルテーションは、合計16件（専門看護師会；CNS会合計163件）である。カンファレンスでは、インフォームド・コンセントの手続き、救急領域における治療継続・中止、代理意思決定、輸血継続に関する可否、医療不信や医療者への怒りがある家族への対応、遺伝性代謝疾患をもつ患者さんの腎移植の適応などに関して検討している。

年度	コンサルテーション件数		相談部署数	件数のうち多職種参加
	臨床倫理コンサルテーション	専門看護師会(CNS会)		
2021	4件	67件	16部署	19件
2022	3件	40件	19部署	20件
2023	9件	56件	13部署	19件

XV-2 コンサルテーション内容

- * 患者さんの意向と医療・ケア従事者の意向が対立する場合
- * 患者さんが意思決定できない・できるかどうか疑わしい場合
- * 医療・ケアチームのメンバー間で意見が対立する場合
- * 患者さんと医療スタッフの合意内容が社会的通念や法律と抵触する懸念がある場合

HV-3 手続きの流れ



- ①各病棟/外来・診療科等で検討の結果、倫理的判断が困難な事例の場合、申請フォームから相談する。
 - ②臨床倫理コンサルテーションチームで協議する。必要に応じて医療倫理委員会に審議を求める。
 - ③協議結果を通知書として申請者に連絡する。
- ※医療倫理委員会に審議を求めた場合は、医療倫理委員会より回答する。
※ コンサルテーション依頼の内容は、医療倫理委員会、病院長に報告する。